

経 済 産 業 省

20210119 貿局第1号
輸入注意事項2021第6号
経済産業省貿易経済協力局

「輸入公表三の7に基づく貨物（種の保存法に係る国内希少野生動植物種）の輸入に関する確認について」（平成6年3月1日付け輸入注意事項6第2号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和3年1月28日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「輸入公表三の7に基づく貨物（種の保存法に係る国内希少野生動植物種）の輸入に関する確認について」等の一部改正について

「輸入公表三の7に基づく貨物（種の保存法に係る国内希少野生動植物種）の輸入に関する確認について」（平成6年3月1日付け輸入注意事項6第2号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和3年2月14日から施行する。

「輸入公表三の7に基づく貨物（種の保存法に係る国内希少野生動植物種）の輸入に関する確認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入公表三の7に基づく貨物（種の保存法に係る国内希少野生動植物種）の輸入に関する確認について（平成6年3月1日付け輸入注意事項6第2号）

改 正 後	現 行
2 提出書類 (1) (略) (2) 当該貨物の輸入に係る契約書又は輸入契約を証するに足る書類のいずれかの写し（英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの（任意様式）を添付のこと。） 1 通 (3) 輸入する貨物がワシントン条約対象種の場合、当該貨物を輸出する国又は地域の同条約に係る管理当局又はこれに準ずる当局の発行した輸出許可書若しくは再輸出証明書（以下「輸出許可書等」という。）の写し 2 通 3 提出先 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室 [別紙様式] 輸入公表三の 7 に基づく貨物（種の保存法に係る国内希少野生動植物種）の輸入に関する確認申請書 (略) 以下の貨物の輸入に係る確認を申請します。 (略) 輸入する貨物がワシントン条約対象種の場合、以下を記入のこと。 (発行国／輸出許可書等番号) (附属書番号及びソースコード) (原産国) ☐上記の輸入について確認する。 輸入申告をする際には本確認書を税関に提示し確認を受け、輸入通関後 1 月以内に裏面の「輸入状況報告」欄に記入のうえ、野生動植物貿易審査室宛て提出すること。	2 提出書類 (1) (略) (2) 当該貨物の輸入に係る契約書又は輸入契約を証するに足る書類のいずれかの写し・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 通 (3) 輸入する貨物がワシントン条約対象種の場合、当該貨物を輸出する国又は地域の発行した輸出許可書又は再輸出証明書の写し・・・・・・ 2 通 3 提出先 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室 [別紙様式] 輸入公表三の 7 に基づく貨物（種の保存法に係る国内希少野生動植物種）の輸入に関する確認申請書 (略) 以下の貨物の輸入に係る確認を申請します。 (略) 輸入する貨物がワシントン条約対象種の場合、以下を記入のこと。 (附属書番号及びソースコード) (原産国) ☐上記の輸入について確認する。 輸入申告をする際には本確認書を税関に提示し確認を受け、輸入通関後 1 ヶ月以内に裏面の「輸入状況報告」欄に記入のうえ、野生動植物貿易審査室宛て返送すること。

なお、輸入する貨物がワシントン条約対象種の場合、<u>添付</u>の輸出許可書等又は原産地証明書の原本を税関に提出すること。 (略) (裏面) (略) (注) 1 (略) <u>2</u> 「<u>発行国／輸出許可書等番号</u>」欄には、当該貨物について発行された輸出許可書等の発行国及び番号を記載すること。 <u>3</u> 「<u>原産国</u>」欄には、輸出許可書等に記載された原産国を記載すること。 <u>4</u> 「<u>ソースコード</u>」欄には、輸出許可書等に記載された<u>ソースコード</u>を記載すること。 <u>5</u> ※印のある欄には記入しないこと。	なお、輸入する貨物がワシントン条約対象種の場合、<u>別添</u>の輸出許可書等の原本を税関に提出すること。 (略) (裏面) (略) (注) 1 (略) (新設) <u>2</u> 「<u>原産国</u>」欄には、輸出許可書等に記載された原産国を記載すること。 <u>3</u> 「<u>ソース</u>」欄には、輸出許可書等に記載された<u>ソース</u>を記載すること。 <u>4</u> ※印のある欄には記入しないこと。
---	--

「ワシントン条約に基づく輸入許可書の申請手続等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○ワシントン条約に基づく輸入許可書の申請手続等について（平成11年2月1日付け輸入注意事項11第1号）

改 正 後	現 行
別紙様式1－（1） 絶滅のおそれのある野生同植物の種の国際取引に関する条約に基づく 日本国許可・証明（申請）書 CITES permit/certificate : Government of Japan （略） Instructions and explanations (These correspond to block numbers on the form) （略） 5a. The following purpose codes should be used: T for Commercial, Z for <u>Zoo</u>, G for Botanical garden, Q for <u>Circus or travelling exhibition</u>, S for Scientific, H for Hunting trophy, P for Personal, M for <u>Medical (including biomedical research)</u>, E for <u>Educational</u>, N for Reintroduction or introduction into the wild, B for Breeding in captivity or artificial propagation, L for Law enforcement / judicial / forensic. 7・8 （略） 9. i. Enter the number of the Appendix of the Convention (I, II or III) in which the species is ii. Use the following codes to indicate the source: W Specimens taken from the wild X <u>Specimens taken in “the marine environment not under the jurisdiction of any State”</u> （略） （略）	別紙様式1－（1） 絶滅のおそれのある野生同植物の種の国際取引に関する条約に基づく 日本国許可・証明（申請）書 CITES permit/certificate : Government of Japan （略） Instructions and explanations (These correspond to block numbers on the form) （略） 5a. The following purpose codes should be used: T for Commercial, Z for <u>Zoos</u>, G for Botanical garden, Q for <u>Circus and/or travelling exhibition</u>, S for Scientific, H for Hunting trophy, P for Personal, M for <u>Medical</u>, E for <u>Education</u>, N for Reintroduction or introduction into the wild, B for Breeding in captivity or artificial propagation, L for Law enforcement / judicial / forensic. 7・8 （略） 9. i. Enter the number of the Appendix of the Convention (I, II or III) in which the species is ii. Use the following codes to indicate the source: W Specimens taken from the wild （新設） （略） （略）

指示と説明 (様式の段落番号に対応します)	指示と説明 (様式の段落番号に対応します)
(略) 5a. この取引の目的として、次のコード記入 T 商業、 Z 動物園、 G 植物園、 Q サーカス又は移動展示、 S 科学研究、 H ハンティングトロフィー、 P 個人用、 M 生物・医学 研究、 E 教育、 N 野生への返還又は野生化、 B 飼育繁殖又は人工繁 殖、 L 法執行 7・8 (略) 9. i. 当該動植物の条約附属書番号（Ⅰ、Ⅱ又はⅢ）を記入。 ii. 当該動植物の出所として、次のコードを記入。 W 野生から取得した動植物 X 「<u>いずれの国の管理下にもない海洋環境</u>」において取得された動植物 及びその派生物 (略) (以下略)	(略) 5a. この取引の目的として、次のコード記入 T 商業、 Z 動物園、 G 植物園、 Q サーカス及び移動展示、 S 科学、 H ハンティングトロフィー、 P 個人、 M 生物・医学研究、 E 教育、 N 野生への返還又は野生化、 B 繁殖又は人工栽培、 L 法執行 7・8 (略) 9. i. 当該動植物の条約附属書番号（Ⅰ、Ⅱ又はⅢ）を記入。 ii. 当該動植物の出所として、次のコードを記入。 W 野生から取得した動植物 (新設) (略) (以下略)

「ワシントン条約第 7 条第 1 項及び同条約決議 1 2. 3 に基づく証明書の取扱いについて」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○ワシントン条約第 7 条第 1 項及び同条約決議 1 2. 3 に基づく証明書の取扱いについて（令和 2 年 5 月 1 8 日付け輸入注意事項 2 0 2 0 第 7 号）

改 正 後	現 行
1 (略) 2 当該貨物が、ワシントン条約附属書Ⅰに掲げるもの（<u>商業目的のために飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物</u>であって附属書Ⅱ扱いとなるものに限り、生きているものを除く。）又は同条約附属書Ⅱ若しくは附属書Ⅲに掲げるもの（生きているものを除く。）であること。 3 (略) 4 次の要件を満たす商品見本証明書であること（<u>A T A カルネ手帳に記載された情報等により当該証明書として同等の内容が確認できるものを含む。</u>）。 (以下略)	1 (略) 2 当該貨物が、ワシントン条約附属書Ⅰに掲げるもの（<u>人工的に繁殖させたもの</u>であって附属書Ⅱ扱いとなるものに限り、生きているものを除く。）又は同条約附属書Ⅱ若しくは附属書Ⅲに掲げるもの（生きているものを除く。）であること。 3 (略) 4 次の要件を満たす商品見本証明書であること（<u>A T A カルネ手帳に記載された情報等により同等の内容が確認できる場合を含む。</u>）。 (以下略)

「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について（平成19年3月6日付け輸入注意事項19第4号）

改 正 後	現 行
1 輸入承認申請の対象 (1) (略) (2) 対象となる輸入 ①～④ (略) ⑤ ワシントン条約動植物及びその派生物の輸出者が、輸出する国又は地域の管理当局等から移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会を構成する動植物<u>及びその派生物</u>の移動のための証明書（ワシントン条約第7条第7項に基づき発行されたものに限る。以下「移動展示証明書」という。）の発行を受けている場合 ⑥ (略) (注) 1～5 (略) 6 上記⑥は、次の要件を満たすもの<u>（ATAカルネ手帳（注）に記載された情報等により当該証明書として同等の内容が確認できるものを含む。）に限る。</u> イ) (略) ロ) 「特別条件 (Special conditions)」欄（当該欄に相当する欄を含む。）に、次の事項が記載されていること。 a) 「この書類は商品見本を対象とし、有効な<u>ATAカルネ手帳</u>が添付されない限り無効である。この証明書の対象となる標本は、この書類を発行した国以外で販売又は譲渡できない。」 (例) This document covers a sample collection and is invalid unless accompanied by a valid ATA carnet. The specimen(s) covered by this certificate may not be sold or otherwise transferred whilst outside the territory of the State that issued this document. b) 経由国又は地域が明記されており、日本が経由国として記載されていること。	1 輸入承認の対象 (1) (略) (2) 対象となる輸入 ①～④ (略) ⑤ ワシントン条約動植物及びその派生物の輸出者が、輸出する国又は地域の管理当局等から移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会を構成する動植物<u>等</u>の移動のための証明書（ワシントン条約第7条第7項に基づき発行されたものに限る。以下「移動展示証明書」という。）の発行を受けている場合 ⑥ (略) (注) 1～5 (略) 6. 上記⑥は、次の要件を満たすもの<u>に限る（ATAカルネ手帳に記載された情報等により同等の内容が確認できる場合を含む。）。</u> イ) (略) ロ) 「特別条件 (Special conditions)」欄（当該欄に相当する欄を含む。）に、次の事項が記載されていること。 a) 「この書類は商品見本を対象とし、有効な<u>ATAカルネ</u>が添付されない限り無効である。この証明書の対象となる標本は、この書類を発行した国以外で販売又は譲渡できない。」 (例) This document covers a sample collection and is invalid unless accompanied by a valid ATA carnet. The specimen(s) covered by this certificate may not be sold or otherwise transferred whilst outside the territory of the State that issued this document. b) 経由国又は地域が明記されており、日本が経由国として記載されていること。

ハ) 商品見本証明書に記載されているワシントン条約動植物及びその派生物の出所を示す記号がD、C、A又はOであること。

(注) 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（A T A条約）第1条(d)に規定する通関手帳をいう。以下同じ。

2 書面申請手続

(1) 申請書の提出先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室

(2) (略)

(3) 申請書の提出単位について

① (略)

② 1の(2)の②から⑥までの申請の場合には、発行された条約適用前取得証明書、輸出許可書・再輸出証明書、繁殖証明書、移動展示証明書又は商品見本証明書ごとに申請書を提出するものとする。

(4) (略)

(5) 添付書類

① 1の(2)の①の場合

ア～ウ (略)

エ 輸入許可書2通

(削る)

② 1の(2)の②から⑤までの輸入の場合

ア～エ (略)

オ 1の(2)の⑤の輸入の場合にあっては以下の書類

a) 移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会の内容説明書 (別紙様式6) 及びサーカス等の開催内容に関するパンフレット等各2通

b)・c) (略)

③～⑤ (略)

⑥ 1の(2)の⑥に該当する輸入の場合であって、A T Aカルネ手帳の写し1通

(削る)

⑦～⑨ (略)

(新設)

(新設)

2 書面申請手続

(1) 申請書の提出先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室

(2) (略)

(3) 申請書の提出単位について

① (略)

② 1の(2)の②から⑤の申請の場合には、発行された条約適用前取得証明書、輸出許可書・再輸出証明書、繁殖証明書、移動展示証明書ごとに申請書を提出するものとする。

(4) (略)

(5) 添付書類

① 1の(2)の①の輸入の場合

ア～ウ (略)

エ 輸入許可書2通 (注)

(注) ワシントン条約に基づく輸入許可書の申請手続等について（輸入注意事項11 第1号）に定める書類とする。

② 1の(2)の②から⑥の輸入の場合

ア～エ (略)

オ 1の(2)の⑤の輸入の場合にあっては以下の書類

a) 移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会の内容を説明する書類 (別紙様式6) 及びサーカス等の開催内容に関するパンフレット等各2通

b)・c) (略)

③～⑤ (略)

⑥ 1の(2)の⑥に該当する場合にあっては、A T Aカルネ手帳 (注) の写し1通

(注) 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（A T A条約）第1条(d)に規定する通関手帳をいう。

⑦～⑨ (略)

3 輸入承認基準

(1) (略)

(2) 1の(2)の①に該当するものの輸入は、(1)の基準に加え、次の条件が満たされた場合に認められる。

① (略)

② 下表の左欄に掲げる種の区分ごとに、右欄に掲げる関係省から、当該輸入が輸入に係る種の存続を脅かす目的でないと助言された場合

③ 生きているものの場合には、下表の左欄に掲げる種の区分ごとに、右欄に掲げる関係省から、これを収容し、その世話をするための適切な設備を有していると認められた場合

ワシントン条約の附属書による区分	<u>関係省</u>
(略)	(略)

(3)・(4) (略)

(5) 1の(2)の⑥に該当するものの輸入は、(1)の基準に加え、次の条件が満たされること。

① (略)

② 当該貨物が、ワシントン条約附属書Ⅰに掲げるもの（商業目的のために飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物であって附属書Ⅱ扱いとなるものに限り、生きているものを除く。）であること。

③ (略)

4 輸入承認申請書の記載要領

(1)・(2) (略)

(3) 申請書の「3 型及び銘柄」の欄には、輸出する国又は地域の管理当局等が発行した条約適用前取得証明書、輸出許可書・再輸出証明書、繁殖証明書、移動展示証明書又は商品見本証明書に従って、輸入しようとするワシントン条約動植物及びその派生物の出所の区分に対応する1の(注)の表の記号を記載する。

(4) 申請書の「4 原産地」の欄には、輸出する国又は地域の管理当局等が発行した条約適用前取得証明書、輸出証明書・再輸出証明書、繁殖証明書、移動展示証明書又は商品見本証明書に従って、輸入しようとするワシントン条約動植物及びその派生物の原産地を国・地域名により記載する。

(5)～(7) (略)

3 輸入承認基準

(1) (略)

(2) 1の(2)の①に該当するものの輸入は、(1)の基準に加え、次の条件が満たされた場合に認められる。

① (略)

② 下表の左欄に掲げる種の区分ごとに、右欄に掲げる担当省庁から、当該輸入が輸入に係る種の存続を脅かす目的でないと助言された場合

③ 生きているものの場合には、下表の左欄に掲げる種の区分ごとに、右欄に掲げる担当省庁から、これを収容し、その世話をするための適当な設備を有していると認められた場合

ワシントン条約の附属書による区分	<u>担当省庁</u>
(略)	(略)

(3)・(4) (略)

(5) 1の(2)の⑥に該当するものの輸入は、(1)の基準に加え、次の条件が満たされること。

① (略)

② 当該貨物が、ワシントン条約附属書Ⅰに掲げるもの（人工的に繁殖させたものであるであって附属書Ⅱ扱いとなるものに限り、生きているものを除く。）であること。

③ (略)

4 輸入承認申請書の記載要領

(1)・(2) (略)

(3) 申請書の「3 型及び銘柄」の欄には、輸出する国又は地域の管理当局等が発行した条約適用前取得証明書、輸出許可書・再輸出証明書、繁殖証明書又は移動展示証明書等に従って、輸入しようとするワシントン条約動植物及びその派生物の出所の区分に対応する1の(注)の表の記号を記載する。

(4) 申請書の「4 原産地」の欄には、輸出する国又は地域の管理当局等が発行した条約適用前取得証明書、輸出証明書・再輸出証明書、繁殖証明書又は移動展示証明書等に従って、輸入しようとするワシントン条約動植物及びその派生物の原産地を国・地域名により記載する。

(5)～(7) (略)

5 その他遵守事項等

- (1) 輸入承認を受けた者は、輸入通関に際し、輸出した国又は地域の管理当局等が発行した条約適用前取得証明書、輸出許可書・再輸出証明書（以下、ワシントン条約第3条に基づき発行された輸出許可書及び再輸出証明書を含む。）、繁殖証明書又は移動展示証明書又は商品見本証明書（以下「輸出許可書等」という。）の原本を税関に提出（商品見本証明書は、税関に提示）しなければならない。

なお、輸入するワニ目（C r o c c o d y l i a）の種の皮、脇腹又はキャレコ（原皮、なめした皮・革及びそれらが切り分けられているものを含み、皮革製品、くず、粉及び生きているもの並びに条約適用前取得のものを除く。以下「ワニ目の種の皮等」という。）については、輸出許可書等にワニ皮タグ（ワシントン条約決議11. 12に基づくワニ皮の識別のための国際統一標識システム（タグ制度）による標識をいう。以下同じ。）の記号及び番号がすべて記載され、かつ、すべてのワニ目の種の皮等に、当該記号及び番号と一致するワニ皮タグが個別に付されていなければならない。

(2) ～ (7) (略)

- (8) 1の(2)の⑤により輸入する場合であって、申請の際に提出した移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会の内容説明書（別紙様式6）に記載された事項を変更する場合には、以下により内容変更を行なわなければならない。

① (略)

② 提出先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室

- (9) 1の(2)の⑤によりワシントン条約動植物の生態を輸入通関した場合であって、以下の条件を満たす場合には、3の(4)の規定にかかわらず、我が国へ輸入通関した日から再輸出されるまでの期間を6年を超えない日（やむを得ない理由により必要があると認めるときは、6年に必要な日数を加えた日）まで延長することができる。

① 当該生体が再輸出されるまでの期間を延長することについて、輸出した国又は地域の管理当局等の同意が得られていること。

② (略)

- (10) (9)の延長を行う場合は、申請の際に提出した移動動物園、サーカス、

5 その他遵守事項等

- (1) 輸入承認を受けた者は、輸入通関に際し、輸出した国又は地域の管理当局等が発行した条約適用前取得証明書、輸出許可書・再輸出証明書（以下、ワシントン条約第3条に基づき発行された輸出許可書及び再輸出証明書を含む。）、繁殖証明書又は移動展示証明書（以下「輸出許可書等」という。）の原本を税関に提出しなければならない。

なお、輸入するワニ目（C r o c c o d y l i a）の種の皮、脇腹又はキャレコ（原皮、なめした皮・革及びそれらが切り分けられているものを含み、皮革製品、くず、粉及び生きているワニ並びに条約適用前取得のものを除く。以下「ワニ目の種の皮等」という。）については、輸出許可書等にワニ皮タグ（ワシントン条約決議11. 12に基づくワニ皮の識別のための国際統一標識システム（タグ制度）による標識をいう。以下同じ。）の記号及び番号がすべて記載され、かつ、すべてのワニ目の種の皮等に、当該記号及び番号と一致するワニ皮タグが個別に付されていなければならない。

(2) ～ (7) (略)

- (8) 1の(2)の⑤により輸入する場合であって、申請の際に提出した移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会の内容を説明する書類（別紙様式6）に記載された事項を変更する場合には、以下により内容変更を行なわなければならない。

① (略)

② 提出先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室

- (9) 1の(2)の⑤によりワシントン条約動植物の生態を輸入通関した場合であって、以下の条件を満たす場合には、3の(4)の規定にかかわらず、我が国へ輸入通関した日から再輸出されるまでの期間を6年を超えない日（やむを得ない理由により必要があると認めるときは、6年に必要な日数を加えた日）まで延長することができる。

① 当該生体が再輸出されるまでの期間を延長することについて、輸出国の管理当局等の同意が得られていること。

② (略)

- (10) (9)の延長を行う場合は、申請の際に提出した移動動物園、サーカス、

動物展、植物展その他の移動する展示会の内容説明書（別紙様式6）に記載された再輸出予定日について、以下により内容変更を行わなければならない。

①・② （略）

③ 提出先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室

6 承認の条件

対象品目について輸入承認を行う場合は、次の条件を付するものとする。

（1）対象品目のすべて

輸入申告する際には、輸出許可書等の原本を税関に提出（商品見本証明書は、税関に提示）すること。

（2）（略）

〔別紙様式3〕

（略）

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部

野生動植物貿易審査室 御中

（略）

〔別紙様式4〕

（略）

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部

野生動植物貿易審査室 御中

（略）

〔別紙様式6〕

移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会の内容説明書

（略）

（以下略）

動物展、植物展その他の移動する展示会の内容説明書（別紙様式6）に記載された再輸出予定日について、以下により内容変更を行わなければならない。

①・② （略）

③ 提出先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課野生動植物貿易審査室

6 承認の条件

対象品目について輸入承認を行う場合は、次の条件を付するものとする。

（1）対象品目のすべて

輸入申告する際には、輸出許可書等の原本を税関に提出すること

（2）（略）

〔別紙様式3〕

（略）

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部

貿易審査課野生動植物貿易審査室 御中

（略）

〔別紙様式4〕

（略）

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部

貿易審査課野生動植物貿易審査室 御中

（略）

〔別紙様式6〕

移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会の内容説明書

（略）

（以下略）

経 済 産 業 省

20210119貿局第1号
輸出注意事項2021第8号
経済産業省貿易経済協力局

「希少野生動植物種の個体等の輸出承認について」（平成5年3月31日付け輸出
注意事項5第8号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和3年1月28日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「希少野生動植物種の個体等の輸出承認について」等の一部改正について

「希少野生動植物種の個体等の輸出承認について」（平成5年3月31日付け輸出
注意事項5第8号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和3年2月14日から施行する。

「希少野生動植物種の個体等の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○希少野生動植物種の個体等の輸出承認について（平成 5 年 3 月 3 1 日付け輸出注意事項 5 第 8 号）

改 正 後	現 行
1・2 （略） 3 輸出承認の申請 （1）輸出承認申請書の提出先 輸出承認の申請をしようとする者は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部<u>野生動植物貿易審査室</u>に輸出承認申請書 2 通を提出するものとする。 （2）輸出承認申請の際の添付書類 ① （略） ② 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類<u>（英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの（任意様式）を添付のこと。）</u>のいずれかの写し <u>1 通</u> ③ 施行令別表第 1（別表第 3 に掲げる種と同種名を除く。）に該当する貨物にあっては、施行令第 7 条第 1 項第 2 号に規定する環境大臣の認定書 <u>原本の写し 1 通</u> ④ 種の保存法第 5 条第 1 項に該当する貨物及び施行令別表第 1（別表第 3 に掲げる種と同種名のものを除く。）に該当する貨物にあっては、同法第 9 条及び第 1 2 条第 1 項に違反しないことを証する書類（注 1・注 2） <u>1 通</u> ⑤・⑥ （略） ⑦ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）<u>附属書Ⅰ、附属書Ⅱ又は附属書Ⅲ（附属書Ⅲにあっては、我が国が掲載した種に限る。以下同じ。）</u>に該当する貨物にあっては、条約に基づく日本国許可・証明（申請）書 <u>（注 5）</u> 2 通 ⑧ <u>輸出貿易管理令別表第 2 の 4 3 の項の中欄に掲げる貨物</u>であって、種の保存法第 4 条第 2 項に規定する希少野生動植物種（同条第 5 項に規定する特定第一種国内希少野生動植物種を除き、同条第 4 項に規定する国際希少野生動植物種にあっては、施行令別表第 2 の表 1 に掲げる種に限る。）の同法第 6 条第 2 項第 4 号に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品に該当する貨物にあっては、文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）に基づく輸出の許可を	1・2 （略） 3 輸出承認の申請 （1）輸出承認申請書の提出先 輸出承認の申請をしようとする者は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部<u>貿易審査課野生動植物貿易審査室</u>に輸出承認申請書 2 通を提出するものとする。 （2）輸出承認申請の際の添付書類 ① （略） ② 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し <u>2 通</u> ③ 施行令別表第 1（別表第 3 に掲げる種を除く。）に該当する貨物にあっては、施行令第 7 条第 1 項第 2 号に規定する環境大臣の認定書 <u>原本及びその写し 2 通</u> ④ 種の保存法第 5 条第 1 項に該当する貨物及び施行令別表第 1（別表第 3 に掲げる種を除く。）に該当する貨物にあっては、同法第 9 条及び第 1 2 条第 1 項に違反しないことを証する書類（注 1・注 2） <u>2 通</u> ⑤・⑥ （略） ⑦ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）<u>附属書Ⅰ又は附属書Ⅱ</u>に該当する貨物にあっては、条約に基づく日本国許可・証明（申請）書 2 通 ⑧ <u>別表第 2 の 4 3 の項の中欄に掲げる貨物</u>であって、種の保存法第 4 条第 2 項に規定する希少野生動植物種（同条第 5 項に規定する特定第一種国内希少野生動植物種を除き、同条第 4 項に規定する国際希少野生動植物種にあっては、施行令別表第 2 の表 1 に掲げる種に限る。）の同法第 6 条第 2 項第 4 号に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品に該当する貨物にあっては、文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）に基づく輸出の許可を証する書類の写し

証する書類の写し 1通

⑨ (略)

(注1)～(注4) (略)

(注5)「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」(昭和55年11月1日付け輸出注意事項55第17号。以下「輸出許可書等の申請手続等」という。)に定める別紙様式1－(1)とする。

また、条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ又は附属書Ⅲに該当する貨物にあつては、本申請と併せ、輸出許可書等の申請手続等に従い、条約に基づく輸出許可申請の手続を行うこと。

4 輸出の承認

(略)

(1)～(3) (略)

(4) 条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ又は附属書Ⅲに該当する貨物にあつては、輸出許可書等の申請手続等のⅢの1の(3)に定める要件のすべてを満たすこと。

5 輸出の条件

条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ又は附属書Ⅲに該当する貨物にあつては、次の条件を付するものとする。

「本輸出承認証により輸出する際には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明書」の原本を税関に提示し、当該書類の15欄に数量確認を受けること。」

別紙様式

輸出承認申請説明書

(略)

(略)			
2. 輸出しようとする貨物	動物又は植物の名称	(学名) (一般名) (附属書番号) <u>Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ</u>	
	出所の区分	野生 ・ 繁殖 ・ 条約適用前	
	輸出時点の貨物の状態	(生きている場合、その運送手段)	
		(生きていない場合、その状態及び加工製品名)	

2通

⑨ (略)

(注1)～(注4) (略)

(注5) 条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに該当する貨物にあつては、本申請と併せ、「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」(昭和55年11月1日付け55貿局第398号・輸出注意事項55第17号。以下「輸出許可書等の申請手続等」という。)に従い、条約に基づく輸出許可申請の手続を行うこと。

4 輸出の承認

(略)

(1)～(3) (略)

(4) 条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに該当する貨物にあつては、輸出許可書等の申請手続等のⅢの1の(3)に定める要件のすべてを満たすこと。

5 輸出の条件

条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに該当する貨物にあつては、次の条件を付するものとする。

「本輸出承認証により輸出する際には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明書」の原本を税関に提示し、当該書類の15欄に数量確認を受けること。」

別紙様式

輸出承認申請説明書

(略)

記

(略)			
2. 輸出しようとする貨物	動物又は植物の名称	(学名) (一般名) (附属書番号) <u>Ⅰ・Ⅱ</u>	
	出所の区分	野生 ・ 繁殖 ・ 条約適用前	
	輸出時点の貨物の状態	(生きている場合、その運送手段)	
		(生きていない場合、その状態及び加工製品名)	

	数量	
(略)		
(注) 1. ・ 2. (略)		
3. 「3. その他」の輸入許可書の欄には、条約附属書 I に掲げる動植物等であって、輸入国政府当局（締約国等が国又は地域ごとに定める管理当局又はこれに準ずる当局をいう。）の発行する輸入許可書が条約上必要とされている場合に <u>記入する。</u>		

	数量	
(略)		
(注) 1. ・ 2. (略)		
3. <u>別紙様式中</u> 「3. その他」の輸入許可書の欄には、条約附属書 I に掲げる動植物等であって、輸入国政府当局（締約国等が国又は地域ごとに定める管理当局又はこれに準ずる当局をいう。）の発行する輸入許可書が条約上必要とされている場合に <u>記入。</u>		

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）
○「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」（昭和55年11月1日付け輸出注意事項55第17号）

改 正 後	現 行
輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第2の36及び<u>37の項の中欄</u>に掲げる貨物のうち、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）附属書Ⅰ、<u>附属書Ⅱ及び附属書Ⅲ</u>に掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、<u>種子、球根、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品（以下「動植物等」という。）</u>の輸出の承認に関し、輸出承認申請書に添付する「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明（申請）書」（以下「輸出許可書等」という。）の申請手続等について、下記のとおり定め、昭和55年11月4日から実施する。 なお、<u>輸出令別表第2の43の項の中欄</u>に掲げる貨物のうち、条約附属書Ⅰ、<u>附属書Ⅱ及び附属書Ⅲ</u>に掲げる種に属する動植物等の輸出の承認に関し、輸出承認申請書に添付する輸出許可書等の申請手続等についても下記のとおりとし、平成14年12月9日から実施する。 記 Ⅰ 輸出許可書等を取得すべき貨物 （略） （イ）（略） （ロ）条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等。ただし、植物の個体の一部、<u>種子、球根、果実（果皮を含む。）及び加工品</u>にあつては、条約附属書Ⅱにより特定されるものに限る。 <u>（ハ） 条約附属書Ⅲに掲げる種に属する動植物等（我が国が附属書Ⅲに掲げたものに限る。以下同じ。）</u> Ⅱ 対象貨物の取扱い 対象貨物のうち、条約附属書Ⅰに掲げるみんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨（北太平洋の個体群並びに東経0度から東経70度まで及び赤道から南極大陸に囲まれる範囲の個体群を除く。）、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨及びつち鯨並びに条約附属書Ⅰに掲げる種に属する植物であつて、人工的に繁殖させた交配種については、本注意事項の適用上<u>条約附属書Ⅱ</u>に該当するものとして取り扱う。	輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）別表第2の36及び<u>37の項</u>に掲げる貨物のうち、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（以下「条約」という。）附属書Ⅰ <u>及び附属書Ⅱ</u>に掲げる種に属する動物又は植物、これらの個体の一部及びこれらの卵、<u>球根、種子、果実（果皮を含む。）、はく製又は加工品（以下「動植物等」という。）</u>の輸出の承認に関し、輸出承認申請書に添付する「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明（申請）書（以下「輸出許可書等」という。）」の申請手続等について、下記のとおり定め、昭和55年11月4日から実施する。 なお、別表第2の43の項の中欄に掲げる貨物のうち、条約附属書Ⅰ <u>及び附属書Ⅱ</u>に掲げる種に属する動植物等の輸出の承認に関し、輸出承認申請書に添付する輸出許可書等の申請手続等についても下記のとおりとし、平成14年12月9日から実施する。 記 Ⅰ 輸出許可書等を取得すべき貨物 （略） （イ）（略） （ロ）条約附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等。ただし、条約附属書Ⅱに掲げる種に属する植物の個体の一部、<u>種子、球根、果実（果皮を含む。）又は加工品</u>にあつては、条約附属書Ⅱにより特定されるものに限る。 <u>（新設）</u> Ⅱ 対象貨物の取扱い 対象貨物のうち、条約附属書Ⅰに掲げるみんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨（北太平洋の個体群並びに東経0度から東経70度まで及び赤道から南極大陸に囲まれる範囲の個体群を除く。）、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨及びつち鯨並びに条約附属書Ⅰに掲げる植物であつて、人工的に繁殖させた交配種については、本注意事項の適用上附属書Ⅱに該当するものとして取り扱う。

Ⅲ 輸出許可申請等

1 輸出許可書等の申請手続等

(1) 輸出許可書等の様式及び提出先

対象貨物に該当する貨物に係る輸出承認申請に添付すべき輸出許可書等の申請をしようとする者は、別紙様式 1－(1) に定める輸出許可書等 2 通を次に掲げる表の左欄の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「担当課室」に提出するものとする。

貨物の種類	担当課室
対象貨物のうち、次に掲げるもの以外のもの	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 <u>野生動植物貿易審査室</u>
(略)	(略)

(2) 輸出許可書等の添付書類

(イ) 条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動植物等であって、輸入国政府当局（締約国等が国又は地域ごとに定める管理当局又はこれに準ずる当局をいう。以下同じ。）の発行する輸入許可書が条約上必要とされている場合はその写し 1 通

(ロ) 条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等であって、本邦において飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物は、繁殖に係る次の書面

(i)・(ii) (略)

(ハ) 条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等であって、本邦において野生から捕獲した動物又は採取した植物にあっては、次に掲げる書面

(i)・(ii) (略)

(ニ) 生きている動植物の場合にあっては、その運送手段を示す説明書 原本 1 通

(ホ) 条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等であって、我が国の動植物の保護に関する法律（下記（注）参照）に違反して捕獲若しくは採取をしたもの又は譲受け若しくは引取りをしたものでない旨の誓約書（様式任意） 原本 1 通

Ⅲ 輸出許可申請等

1 輸出許可書等の申請手続等

(1) 輸出許可書等の様式及び提出先

対象貨物に該当する貨物に係る輸出承認申請に添付すべき輸出許可書等の申請をしようとする者は、別紙様式 1－(1) に定める輸出許可書等 2 通を次に掲げる表の左欄の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「提出先」（以下「担当課室」という。）に提出するものとする。

貨物の種類	提出先
対象貨物のうち、次に掲げるもの以外のもの	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 <u>貿易審査課野生動植物貿易審査室</u>
(略)	(略)

(2) 輸出許可書等の添付書類

(イ) 条約附属書Ⅰに掲げる動植物等であって、輸入国政府当局（締約国等が国又は地域ごとに定める管理当局又はこれに準ずる当局をいう。以下同じ。）の発行する輸入許可書が条約上必要とされている場合その写し 1 通

(ロ) 条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる動植物等であって、本邦において飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物は、繁殖に係る次の書面

(i)・(ii) (略)

(ハ) 本邦において野生から捕獲した動物又は採取した植物にあっては、次に掲げる書面

(i)・(ii) (略)

(ニ) 生きている動植物の場合にあっては、その運送手段を示す説明書 2 通（経済産業局及び沖縄総合事務局の商品輸出担当課に提出する場合及び 3 の（1）の（ロ）に定める関係省の助言を要しない場合にあっては、原本 1 通）

(ホ) わが国の動植物の保護に関する法律（下記（注）参照）に違反して捕獲若しくは採取をしたもの又は譲受け若しくは引取りをしたものでない旨の誓約書（様式任意） 原本 1 通

なお、これらの法律に基づき許可等を受けた場合にあっては、その

なお、これらの法律に基づき許可等を受けた場合にあっては、その
許可書等の写し又はこれに代わるべき内容の書類 1 通

(略)

- (ヘ) 輸出貨物が対象貨物の個体（生死の別を問わない。）又は個体の部分である場合には、これを記録した写真（生きている動植物にあってはすべての個体の写真）1 枚

なお、ニホンイシガメの個体（生死の別を問わない。）のうち、野生から取得したものにあっては、当該個体の背甲長が確認できるように定規等を併せて写すこと。

(ト) (略)

- (チ) 再輸出する動植物等にあっては、本邦への輸入に際し、条約第 3 条及び第 4 条の規定に基づき相手国（地域を含む。以下同じ。）政府当局が発行した当該動植物等の輸出を認めた旨の書面（条約第 7 条の規定に基づき相手国政府当局が発行した証明書を含む。） 写し 1 通（この場合にあっては、上記書類（ロ）、（ハ）、（ホ）及び（ヘ）の提出は必要ない。）

ただし、上記（ト）に掲げる輸入通関申告書において、条約適用前に当該貨物が本邦に輸入されていたこと又は昭和 55 年 1 月 3 日以前に当該貨物が本邦に輸入されていたことを確認できる場合は、提出を要しない。

- (リ) 再輸出する条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等であって、輸入の際の性質及び形状が変わっていないものには、残高報告書（別紙様式 2）及びその写し 各 1 通

なお、当該書面は上記（チ）の相手国政府当局が発行した書面ごとに 1 通ずつ作成すること。

- (ヌ) 条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等であって、販売又は譲渡された貨物にあっては、販売証明書又は譲渡証明書（法人にあっては代表権者又は証明する権限を有する者が発行したもの） 原本 1 通

(ル) (略)

- (ヲ) 条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等であって、学術研究目的のもの、共同保護計画に基づくもの、条約適用前に取得したもの及びサーカスなどの移動展示目的のものを輸出しようとする

許可書の写し又はこれに代わるべき内容の書類 1 通

(略)

- (ヘ) 輸出貨物が対象貨物の個体（生死の別を問わない。）又は個体の部分である場合には、これを記録した写真（生きている動植物にあってはすべての個体の写真）2 枚（経済産業局及び沖縄総合事務局の商品輸出担当課に提出する場合及び 3 の（１）の（ロ）に定める関係省の助言を要しない場合にあっては、1 枚）

なお、ニホンイシガメの個体（生死の別を問わない。）のうち、野生から取得したものにあっては、当該個体の背甲長が確認できるように定規等を併せて写すこと。

(ト) (略)

- (チ) 再輸出する動植物等にあっては、本邦への輸入に際し、条約第 3 条及び第 4 条の規定に基づき相手国政府当局が発行した当該動植物等の輸出を認めた旨の書面（条約第 7 条の規定に基づき相手国政府当局が発行した証明書を含む。） 写し 1 通（この場合にあっては、上記書類（ロ）、（ホ）及び（ヘ）の提出は必要ない。）

ただし、上記（ト）に掲げる輸入通関申告書において、条約適用前に当該貨物が本邦に輸入されていたこと又は昭和 55 年 1 月 3 日以前に当該貨物が本邦に輸入されていたことを確認できる場合は、提出を要しない。

- (リ) 再輸出する動植物等であって、輸入の際の性質及び形状が変わっていないものには、残高報告書（別紙様式 2）及びその写し 各 1 通

なお、当該書面は上記（チ）の相手国政府当局が発行した書面ごとに 1 通ずつ作成すること。

- (ヌ) 販売又は譲渡された貨物にあっては、販売証明書又は譲渡証明書（法人にあっては代表権者又は証明する権限を有する者が発行したもの） 原本 1 通

(ル) (略)

- (ヲ) 学術研究目的のもの、共同保護計画に基づくもの、条約適用前に取得したもの及びサーカスなどの移動展示目的のものを輸出しようとする場合は、その事実を証する書類（条約適用前に取得したものについ

場合は、その事実を証する書類（条約適用前に取得したものについては、(ロ)の(i)に定める繁殖に係る書面又は(ハ)の(i)に定める捕獲又は採取に係る書面等） 1通

(ワ) 条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等であって、条約附属書に掲げる種に属する動植物等を含有する加工品の場合は、含有量の根拠となる計算書（成分表） 1通

(カ) 条約附属書Ⅰに掲げる種に属する生きている動植物にあつては、輸出相手国の受入施設の構造及び規模を示す書面（写真又は図面を含む。） 1通

(ヨ) ワニ目（Crocodylia）の種の皮、脇腹又はキャレコ（原皮、なめした皮・革及びそれらが切り分けられているものを含み、皮革製品、くず、粉及び生きているもの並びに条約適用前取得のものを除く。以下「ワニ目の種の皮等」という。）であつて、本邦に輸入された後、ワニ目の種の皮等に付けられていたワニ皮タグが外れた場合又は当該皮等を分割した場合には、再輸出タグ発行申請書（注） 1通

また、輸入した皮等を分割したものにあっては、その分割が確認できる写真又は図（断片識別情報（各断片に一意に付される記号及び番号）を記載のこと。） 1通

（注）「ワシントン条約決議11. 12に基づくワニ皮タグの発行手続について」（令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第39号）に定める様式1する。

(タ) (略)

(3) 輸出許可書等の審査基準

輸出許可書等の審査基準は次のとおりとし、これらの要件のすべてを満たす場合に限り許可するものとする。（注）

(イ) 条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等であつては、当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものでないものとして3の(1)の(ロ)に定める関係省の助言があること。

(ロ) 条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等であつては、我が国の動植物の保護に関する法律に違反して捕獲若しくは採取をされたもの又は譲受け若しくは引取りをされたものでないこと。

(ハ) (略)

(ニ) 条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動植物等（飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物又は輸出相手国の政府当局が輸入時に発給した有効な移動展示証明書の写真が提出される場合を除く。）に

ては、(ロ)の(i)に定める繁殖に係る書面又は(ハ)の(i)に定める捕獲又は採取に係る書面等） 1通

(ワ) 条約附属書に掲げる種に属する動植物等を含有する加工品の場合は、含有量の根拠となる計算書（成分表） 1通

(カ) 条約附属書Ⅰに掲げる種の生きている動植物にあつては、輸出相手国の受入施設の構造及び規模を示す書面（写真又は図面を含む。） 1通

(ヨ) ワニ目（Crocodylia）の種の皮、脇腹又はキャレコ（原皮、なめした皮・革及びそれらが切り分けられているものを含み、皮革製品、くず、粉及び生きているワニ並びに条約適用前取得のものを除く。以下「ワニ目の種の皮等」という。）であつて、輸入した皮等を分割して輸出するものは、その分割が断片識別情報（各断片に一意に付される記号及び番号）とともに確認できる写真又は図

(タ) (略)

(3) 輸出許可書等の審査基準

輸出許可書等の審査基準は次のとおりとし、これらの要件のすべてを満たす場合に限り許可するものとする。（注）

(イ) 当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものでないものとして3の(1)の(ロ)に定める関係省の助言があること。

(ロ) わが国の動植物の保護に関する法律に違反して捕獲若しくは採取をされたもの又は譲受け若しくは引取りをされたものでないこと。

(ハ) (略)

(ニ) 条約の附属書Ⅰに掲げる動植物等（飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物又は輸出相手国の政府当局が輸入時に発給した有効な移動展示証明書の写真が提出される場合を除く。）にあつて

あつては、輸入国政府当局の輸入許可書が発行されていること。

(ホ) キャビアにあつては、次の (i) を満たすこと。ただし、本邦においてキャビアと直接接触する一次容器への包装又は再包装が行われたものにあつては、(ii) も満たすこと。

(i) 輸出許可書等に、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の実施におけるキャビアを入れる容器に貼付する再使用不可ラベルについて (平成27年9月18日付け輸出注意事項27第24号。以下「再使用不可ラベル通達」という。))」の2に定める再使用不可ラベルの記載事項が記載されていること。

(ii) (略)

(ヘ) (略)

(ト) ワニ目の種の皮等にあつては、輸出許可書等にワニ皮タグ (条約決議11.12に基づくワニ皮の識別のための国際統一標識システム (タグ制度) による標識をいう。以下同じ。) の記号及び番号が記載されていること。

(注) 上記の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、それぞれに定めるとおりとする。

(i) 条約適用後に輸入された条約附属書I又は附属書IIに掲げる種に属する動植物等を再輸出する場合

条約第3条、第4条及び第7条の規定に基づき相手国政府当局が輸出を認めたものであること、又は証明したものであることが確認できた場合に限り許可する。この場合にあつては、上記 (イ) 及び (ロ) は適用せず、(ニ) については、生きている動植物の場合に限り適用する。

(ii) 条約適用前に輸入された条約附属書I又は附属書IIに掲げる種に属する動植物等を再輸出する場合

(略)

(iii) 条約の締約国等以外の国又は地域に輸出する場合

(略)

(iv) (略)

2 輸出許可書等の記載要領

(1) 通 則

(イ) 使用言語は英語 (学術名はラテン語) とし、パソコン等で入力する。
(手書きは不可とする。)

(ロ) (略)

は、輸入国政府当局の輸入許可書が発行されていること。

(ホ) キャビアにあつては、次の (i) を満たすこと。ただし、本邦においてキャビアと直接接触する一次容器への包装又は再包装が行われたものにあつては、(ii) も満たすこと。

(i) 輸出許可書等に、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の実施におけるキャビアを入れる容器に貼付する再使用不可ラベルについて (平成27年輸出注意事項27第24号。以下「再使用不可ラベル通達」という。))」の2に定める再使用不可ラベルの記載事項が記載されていること。

(ii) (略)

(ヘ) (略)

(ト) ワニ目の種の皮等にあつては、輸出許可書等にワニ皮タグ (条約決議11.12に基づくワニ皮の識別のための国際統一標識システム (タグ制度) による標識をいう。以下同じ。) の記号及び番号が記載されていること。

(注) 上記の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、それぞれに定めるとおりとする。

(i) 条約適用後に輸入された動植物等を再輸出する場合

第3条、第4条及び第7条の規定に基づき相手国政府当局が輸出を認めたものであること又は、証明したものであることが確認できた場合に限り許可する。この場合にあつては、上記 (イ) 及び (ロ) は適用せず、(ニ) については、生きている動植物の場合に限り適用する。

(ii) 条約適用前に輸入された動植物等を再輸出する場合
(略)

(iii) 条約の締約国等でない国に輸出する場合
(略)

(iv) (略)

2 輸出許可書等の記載要領

(1) 通 則

(イ) 使用言語は英語 とする (パソコン等で入力する。手書きは不可とする。)。

(ロ) (略)

(ハ) 申請者は、1、3、4、5 a 及び7 aから1 2 b までの欄を記載する。

また、輸出許可書等の枚数に応じ、「Page」の欄にページ番号及びページ総数を記載する。

なお、輸出許可書等として交付された後、1 4の欄を記載する。

(2)・(3) (略)

(4) 「4. 輸出者／再輸出者」の欄

輸出者又は再輸出者の正確な名称（個人の場合は個人名、法人の場合は法人名）及び住所並びに国名 (JAPAN) 又は地域名を記載する。

(5) 「5 a. 目的」の欄

輸出／再輸出の目的を次の記号により記載する。

記 号

T～P： (略)

M： 生物・医学研究 (Medical(including biomedical research))

E～L： (略)

(略)

(6)～(7) (略)

(8)「8. 貨物の詳細」の欄

記載内容は次のとおりとする。

(イ)～(ホ) (略)

(ヘ) (略)

Original tag information	re-export tag information	Fragment information
○×△□－1 ※1		
・ ・		
○×△□－2 ※2		fragment 1
○×△□－2		fragment 2
○×△□－2		fragment 3

※1 輸入したワニ目の種の皮等の原タグが外れた場合は、Original tag information 欄（原タグ情報欄）に輸出しようとする皮等に係る原タグの記号及び番号を申請者が記載する。

なお、re-export tag information 欄（再輸出タグの情報欄）は経済産業省が記載する。

また、Fragment information 欄（断片識別情報欄）は記載を要しない。

(ハ) 申請者は、1、3、4、5 a、7 aから1 2 b 及び1 4の欄を記載する。

また、輸出許可書等の枚数に応じ、「Page」の欄にページ番号及びページ総数を記載する。

(2)・(3) (略)

(4) 「4. 輸出者／再輸出者」の欄

輸出者又は再輸出者の正確な名称（個人の場合は個人名、法人の場合は法人名）及び住所並びに国名又は地域名を記載する。

(5) 「5 a. 目的」の欄

輸出／再輸出の目的を次の記号により記載する。

記 号

T～P： (略)

M： 生物・医学研究 (Medical(including biomedical research))

E～L： (略)

(略)

(6)～(7) (略)

(8)「8. 貨物の詳細」の欄

記載内容は次のとおりとする。

(イ)～(ホ) (略)

(ヘ) (略)

Original tag information	re-export tag information	Fragment information
○×△□－1 ※1		
・ ・		
○×△□－2 ※2		fragment 1
○×△□－2		fragment 2
○×△□－2		fragment 3

※1 輸入したワニ目の種の皮等の原タグが外れた場合は、原タグ情報欄のみ申請者が記載する。再輸出タグの情報欄（re-export tag information、以下同じ。）は経済産業省が記載する。断片識別情報欄（fragment information、皮等を分割した場合において、各断片に一意に付される記号及び番号を記入する欄。以下同じ。）は記載を要しない。

※ 2 輸入したワニ目の種の皮等を分割した場合は、Original tag information 欄及び Fragment information 欄に、皮等の分割が確認できる写真又は図で各断片に一意に付される記号及び番号に対応して、申請者が記載する。

なお、re-export tag information 欄は経済産業省が記載する。

(9) 「9. 附属書・出所」の欄

(イ) 附属書番号については、附属書Ⅰを示す「Ⅰ」、附属書Ⅱを示す「Ⅱ」又は附属書Ⅲを示す「Ⅲ」を記載する。

(ロ) 出所については次の区分に従って該当する記号を記載する。

記 号

W: (略)

X: 「いずれの国の管理下にもない海洋環境」において取得された動植物及びその派生物

F～O: (略)

(10) ～ (17) (略)

3 輸出許可書等の事務取扱

(1) 輸出許可書等の処理

(イ) (略)

(ロ) 上記(イ)により輸出許可書等を受理した担当課室は、前記1の(3)の(イ)に定める審査基準については、受理案件ごとに、次の表の区分に応じて、輸出許可書等の写しを添えて、科学当局である関係省に対して、当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものであるか否かにつき、助言を求めなければならない。ただし、関係省から当該動植物の種の存続に係る助言について、包括同意を得ている場合を除く。

(略)

(ハ) 1 a. 許可書・証明書番号」の欄

輸出許可書等の番号は、次の(i) から (v) までに掲げる記号及び番号を、次の (i) から (v) までに掲げる順に組み合わせて付けるものとする。

(i) ～ (iv) (略)

(ニ) 「2. 有効期限」の欄

輸出許可書等の有効期限は、許可した日の翌日から起算し6月後とする。当該有効期限は、その期限内に本邦から輸出され相手国に輸入されなければならないことを意味するものとする。

※ 2 輸入したワニ目の種の皮等を分割して再輸出する場合は、原タグ情報欄及び断片識別情報欄について申請者が記載(「皮等の分割が確認できる写真又は図」で各断片に振った番号に対応して記載のこと。)する。再輸出タグの情報欄は経済産業省が記載する

(9) 「9. 附属書・出所」の欄

(イ) 附属書番号については、附属書Ⅰを示す「Ⅰ」又は附属書Ⅱを示す「Ⅱ」を記載する。

(ロ) 出所については次の区分に従って該当する記号を記載する。

記 号

W: (略)

(新設)

F～O: (略)

(10) ～ (17) (略)

3 輸出許可書等の事務取扱い

(1) 輸出許可書等の処理

(イ) (略)

(ロ) 上記(イ)により輸出許可書等を受理した担当課室は、前記1の(3)の(イ)に定める審査基準については、受理案件ごとに、次の表の区分に応じて、輸出許可書等の写しを添えて、書面により、関係省に対して、当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものであるか否かにつき、助言を求めなければならない。ただし、関係省から当該動植物の種の存続に係る助言について、包括同意を得ている場合を除く。

(略)

(ハ) 1 a. 許可書・証明書番号」の欄

輸出許可書等の番号は、次の(i) から (v) に掲げる記号及び番号を、次の (i) から (v) に掲げる順に組み合わせて付けるものとする。

(i) ～ (V) (略)

(ニ) 「2. 有効期限」の欄

輸出許可書等の有効期限は6月とする。有効期限の起算は、許可した日の翌日から行うものとし、当該有効期限は、その期限内に本邦から輸出され相手国に輸入されなければならないことを意味するものとする。

(ホ)・(ヘ) (略)

(ト) 「13. This permit/certificate is issued by:」の欄

輸出を許可することが適当である場合に限り、許可年月日並びに輸出許可書等を発行する権限を有する者の役職及び氏名を記載し、当該者本人による署名の上、セキュリティスタンプを貼付し、当該スタンプの左に日本国管理当局印を押印する。

(チ) 別紙様式1－(3) Inventory sheet の表に re-export tag information 欄がある場合

再輸出タグ発行申請書に基づき発行する「再輸出タグ」に係る記号及び番号を記載する。

(リ) 上記(イ)から(チ)までの処理を行った輸出許可書等の原本を申請者に交付しなければならない。

(2) 輸出許可書等の再発行

(イ) 輸出許可書等を紛失した場合の再発行の申請の受付は、当該許可を行った担当課室が紛失した輸出許可書等の写し（写しのない場合は、担当課室の保管する写しをもってこれにあてる。）2通及び再発を防止する方策を記載した理由書1通の提出を求めて行うものとする。

(ロ) 担当課室は、申請の内容が正確であることを確認した上、当該輸出許可書等の写しの「5. 特別条件」の欄に原本と相違ない旨を英文で「This certified true copy is granted as a replacement copy for the original CITES permit (許可書・証明書番号) which has been declared lost.

(Date:month/day/year)」と記載し、日本国管理当局印を押印し、輸出許可書等を発行する権限を有する者による署名の上、当該写しを申請者に交付する。

(ハ) (略)

(3) セキュリティスタンプの取扱い等

(イ) 担当課室へのセキュリティスタンプの配付は、貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室（以下「野生動植物貿易審査室」という。）が適宜取りまとめの上行うものとする。

(ロ) 配付を受けた担当課室は、当該セキュリティスタンプを、責任をもって管理し、輸出許可書等に貼付する際は、当該セキュリティスタンプに付されている番号順に使用しなければならない。

(4) 輸出許可書等の写しの保管

担当課室は、上記(1)に規定する輸出許可書等の写しを保管するものとする。

(ホ)・(ヘ) (略)

(ト) 「13. This permit/certificate is issued by:」の欄

担当課室は、輸出を許可することが適当である場合に限り、許可年月日並びに輸出許可書等を発行する権限を有する者の役職及び氏名を記載し、当該者本人による署名の上、セキュリティスタンプを貼付し、当該スタンプの左に日本国管理当局印を押印する。

(新設)

(チ) 担当課室は、上記(イ)から(ト)の処理を行った輸出許可書等の原本を申請者に交付しなければならない。

(2) 輸出許可書等の再発行

(イ) 輸出許可書等を紛失した場合の再発行の申請の受付は、当該許可を行った担当課室が紛失した輸出許可書等の写し（写しのない場合は、本省、経済産業局及び沖縄総合事務局の担当課室の保管する写しをもってこれにあてる。）2通及び理由書1通の提出を求めて行うものとする。

(ロ) 担当課室は、申請の内容が正確であることを確認した上、当該輸出許可書等の写しの「5. 特別条件」の欄に原本と相違ない旨を英文で「This certified true copy is granted as a replacement copy for the original CITES permit (許可書・証明書番号) which has been declared lost.

(Date:month/day/year)」と記載し、日本国管理当局印を押印し、その他上記(1)の輸出許可事務（(ロ)にかかわる事項を除く。）に準じて処理するものとする。

(ハ) (略)

(3) セキュリティスタンプの取扱い等

(イ) 担当課室へのセキュリティスタンプの配布は、貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室（以下「野生動植物貿易審査室」という。）が適宜取りまとめの上行うものとする。

(ロ) 配布を受けた担当課室は、当該セキュリティスタンプを、責任をもって管理し、輸出許可書等に貼付する際は、当該セキュリティスタンプに付されている番号順に使用しなければならない。

(4) 輸出許可書等の写しの保管

担当課室は、上記(1)に規定する輸出許可書等の写しを保管するものとする。

- (5) 輸出許可書発給実績報告書及び輸出許可書等の提出
経済産業局及び沖縄総合事務局の商品担当輸出課は、当該担当課が行った輸出許可書等の許可実績について、暦年分を取りまとめの上、別紙様式3による報告書1通を当該暦年終了の日から1月以内に輸出許可書等の写し（1通）を添えて野生動植物貿易審査室に提出するものとする。

IV (略)

V 条約の締約国等

条約の締約国等については、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2020第4号）」を参照のこと。

別紙様式1－（1）

絶滅のおそれのある野生同植物の種の国際取引に関する条約に基づく
日本国許可・証明（申請）書

CITES permit/certificate : Government of Japan

(略)

Instructions and explanations
(These correspond to block numbers on the form)

(略)

5a. The following purpose codes should be used:

T for Commercial, Z for Zoo, G for Botanical garden, Q for Circus or travelling exhibition, S for Scientific, H for Hunting trophy, P for Personal, M for Medical(including biomedical research), E for Educational, N for Reintroduction or introduction into the wild, B for Breeding in captivity or artificial propagation, L for Law enforcement / judicial / forensic.

7・8 (略)

9. i. Enter the number of the Appendix of the Convention (I, II or III) in which the species is

ii. Use the following codes to indicate the source:

W Specimens taken from the wild

- (5) 輸出許可書発給実績報告書及び輸出許可書等の提出
経済産業局及び沖縄総合事務局の担当課室は、当該担当課室が行った輸出許可書等の許可実績について、暦年分を取りまとめの上、別紙様式3による報告書1通を当該暦年終了の日から1月以内に輸出許可書等の写し（1通）を添えて野生動植物貿易審査室に提出するものとする。

IV (略)

V 条約の締約国等

条約の締約国等については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国等について（平成19年10月11日付け平成19・10・04貿局第1号・輸出注意事項19第31号）を参照のこと。

別紙様式1－（1）

絶滅のおそれのある野生同植物の種の国際取引に関する条約に基づく
日本国許可・証明（申請）書

CITES permit/certificate : Government of Japan

(略)

Instructions and explanations
(These correspond to block numbers on the form)

(略)

5a. The following purpose codes should be used:

T for Commercial, Z for Zoos, G for Botanical garden, Q for Circus and/or travelling exhibition, S for Scientific, H for Hunting trophy, P for Personal, M for Medical, E for Education, N for Reintroduction or introduction into the wild, B for Breeding in captivity or artificial propagation, L for Law enforcement / judicial / forensic.

7・8 (略)

9. i. Enter the number of the Appendix of the Convention (I, II or III) in which the species is

ii. Use the following codes to indicate the source:

W Specimens taken from the wild

X Specimens taken in “the marine environment not under the jurisdiction of any State” (略) (略) 指示と説明 (様式の段落番号に対応します) (略) 5a. この取引の目的として、次のコード記入 T 商業、 Z 動物園、 G 植物園、 Q サーカス又は移動展示、S 科学研究、H ハンティングトロフィー、 P 個人用、 M 生物・医学研究、 E 教育、 N 野生への返還又は野生化、 B 飼育繁殖又は人工繁殖、 L 法執行 (略) 9. i. 当該動植物の条約附属書番号（Ⅰ、Ⅱ又はⅢ）を記入。 ii. 当該動植物の出所として、次のコードを記入。 W 野生から取得した動植物 X 「いずれの国の管理下にもない海洋環境」において取得された動植物及びその派生物 (略) (略) 別紙様式 2 残 高 報 告 書 年 月 日 (略) 別紙様式 3 年 月 日 貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室長 殿 (略)	(新設) (略) (略) 指示と説明 (様式の段落番号に対応します) (略) 5a. この取引の目的として、次のコード記入 T 商業、 Z 動物園、 G 植物園、 Q サーカス及び移動展示、S 科学、H ハンティングトロフィー、 P 個人、 M 生物・医学研究、 E 教育、 N 野生への返還又は野生化、 B 繁殖又は人工栽培、 L 法執行 (略) 9. i. 当該動植物の条約附属書番号（Ⅰ、Ⅱ又はⅢ）を記入。 ii. 当該動植物の出所として、次のコードを記入。 W 野生から取得した動植物 (新設) (略) (略) 別紙様式 2 残 高 報 告 書 (略) 別紙様式 3 年 月 日 貿易経済協力局貿易管理部 貿易審査課野生動植物貿易審査室長 殿 (略)
---	--

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」（平成23年9月1日付け輸出注意事項23第11号）

改正後

1・2（略）
3 輸出承認の申請
（1）輸出承認申請書の提出先
輸出承認の申請をしようとする者は、次に掲げる表の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「担当課室」に輸出承認申請書2通を提出するものとする。

項	貨物の種類	担当課室
1	(略)	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 <u>野生動植物貿易審査室</u>
2	(略)	(略)

（2）輸出承認申請の際の添付書類
①（略）
② 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類（英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの（任意様式）を添付のこと。）のいずれかの写し（A T Aカルネ手帳（注2）に替えることができる。） 1通
③ 条約に基づく次のいずれかの書類
（イ）（略）
（ロ）条約第7条1項及び同条約決議12.3に基づく商品見本に係る証明書（以下「商品見本証明書」という。）（注3）及びA T Aカルネ手帳の写し 各1通
④（略）
（注1）（略）
（注2）物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（A T A条約）第1条（d）に規定する通関手帳をいう。
（注3）条約決議12.3に基づき条約締約国等（条約締約国及び同条約の管理当局に準ずる当局を有する国又は地域をいう。）が発行した商品見本に係る証明書であって、次の条件を満たすもの（A T Aカルネ手帳に記載された情報等により当該証明書として同等の内容が確認できるものを含む。）とする。
なお、商品見本証明書の原本を所有していること及び同証明書による輸

現行

1・2（略）
3 輸出承認の申請
（1）輸出承認申請書の提出先
輸出承認の申請をしようとする者は、次に掲げる表の「貨物の種類」の区分に応じ、右欄に掲げる「提出先」に輸出承認申請書2通を提出するものとする。

項	貨物の種類	提出先
1	(略)	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 <u>貿易審査課野生動植物貿易審査室</u>
2	(略)	(略)

（2）輸出承認申請の際の添付書類
①（略）
② 輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類（英語以外の外国語の場合には、和訳又は英訳したもの（任意様式）を添付のこと。）のいずれかの写し 1通
③ 条約に基づく次のいずれかの書類
（イ）（略）
（ロ）条約7条1項及び同条約決議12.3に基づく商品見本に係る証明書（以下「商品見本証明書」という。）（注2）及びA T Aカルネ手帳（注3）の写し 各1通
④（略）
（注1）（略）
（新設）

（注2）条約決議12.3に基づき条約締約国等（条約の締約国及び同条約の管理当局に準ずる当局を有する国又は地域をいう。）が発行した商品見本に係る証明書であって、次の条件を満たすものとする。

出先国への輸入が認められることについて輸出先国の管理当局等の同意が得られていること。

イ) (略)

ロ) 当該貨物が、条約附属書Ⅰに掲げるもの（商業目的のために飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物であって、附属書Ⅱ扱いとなるものに限り、生きているものを除く。）又は同条約附属書Ⅱに掲げるもの（生きているものを除く。）であること。

ハ) (略)

二) 次の要件を満たす商品見本証明書であること（A T Aカルネ手帳に記載された情報等により同等の内容が確認できる場合を含む。）。

i) ・ ii) (略)

a) 「この書類は商品見本を対象とし、有効なA T Aカルネ手帳が添付されない限り無効である。この証明書の対象となる標本は、この書類を発行した国以外で販売又は譲渡できない。」

(略)

b) (略)

(削る)

(3) (略)

4 輸出の承認

輸出の承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認するとともに、我が国として条約を誠実に履行する観点から、輸出許可書等の申請手続等のⅢの1の(3)に定める要件のすべてを満たす場合に限り、行うものとする。

5 承認の条件

適用品目について輸出承認を行う場合は、次の条件を付するものとする。

(1) 適用品目のすべて ((2)に該当するものを除く。)

本輸出承認証により輸出する際には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明書」の原本を税関に提示し、当該書類の15欄に数量確認を受けること。

(2) 商品見本証明書により輸出するもの

本輸出承認証により輸出する際には、我が国に輸入する際に税関に提示した「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づ

イ) (略)

ロ) 当該貨物が、ワシントン条約附属書Ⅰに掲げるもの（人工的に繁殖させたものであって、附属書Ⅱ扱いとなるものに限り、生きているものを除く。）又は同条約附属書Ⅱ若しくは附属書Ⅲに掲げるもの（生きているものを除く。）であること。

ハ) (略)

二) 次の要件を満たす商品見本証明書であること（A T Aカルネ手帳に記載された情報等により同等の内容が確認できる場合を含む。）。

i) ・ ii) (略)

a) 「この書類は商品見本を対象とし、有効なA T Aカルネが添付されない限り無効である。この証明書の対象となる標本は、この書類を発行した国以外で販売又は譲渡できない。」

(略)

b) (略)

(注3) 物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約（A T A条約）第1条(d)に規定する通関手帳をいう。

(3) (略)

4 輸出の承認

輸出の承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認するとともに、我が国として条約を誠実に履行する観点から、輸出許可書の申請手続等のⅢの1の(3)に定める要件のすべてを満たす場合に限り、行うものとする。

5 承認の条件

適用品目について輸出承認を行う場合は、次の条件を付するものとする。

(1) 適用品目のすべて

本輸出承認証により輸出する際には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約に基づく日本国許可・証明書」の原本を税関に提示し、当該書類の15欄に数量確認を受けること。

(新設)

く商品見本証明書」の原本を税関に提示し、裏書きを受けること。

(3) (略)

(注1) 上記(2)中の「ワニ目の種の皮等」とは、ワニ目(C r o c c o d y l i a)の種の皮、脇腹又はキャレコ(原皮、なめした皮革及びそれらが切り分けられているものを含み、皮革製品、くず、粉及び生きているもの並びに条約適用前取得のものを除く。)をいう。

(注2) (略)

別紙様式

輸出承認申請説明書

Instructions of application for export approval

(略)

(略)

(注) 1.・2. (略)

3. 「3. その他」の輸入許可書の欄には、条約附属書Ⅰに掲げる動植物等であって、輸入国政府当局(締約国等が国又は地域ごとに定める管理当局又はこれに準ずる当局をいう。)の発行する輸入許可書が条約上必要とされている場合に記入する。

(2) (略)

(注1) 上記(2)中の「ワニ目の種の皮等」とは、ワニ目(C r o c c o d y l i a)の種の皮、脇腹又はキャレコ(原皮、なめした皮革及びそれらが切り分けられているものを含み、皮革製品、くず、粉及び生きているワニ並びに条約適用前取得のものを除く。)をいう。

(注2) (略)

別紙様式

輸出承認申請説明書

Instructions of application for export approval

(略)

記

(略)

(注) 1.・2. (略)

3. 別紙様式中「3. その他」の輸入許可書の欄には、条約附属書Ⅰに掲げる動植物等であって、輸入国政府当局(締約国等が国又は地域ごとに定める管理当局又はこれに準ずる当局をいう。)の発行する輸入許可書が条約上必要とされている場合に記入する。

経 済 産 業 省

20210119 貿局第1号
経済産業省貿易経済協力局

「(お知らせ) 輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」(平成21年5月21日付け) 等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和3年1月28日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「(お知らせ) 輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」等の一部改正について

「(お知らせ) 輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」(平成21年5月21日付け)」等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則
この規程は、令和3年2月14日から施行する。

(別紙 1)

「(お知らせ)輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○(お知らせ)輸出貿易管理令に基づく承認を要しない絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について(平成21年5月21日付け)

改 正 後	現 行
I 輸出許可書等の申請手続等 1 対象貨物 (1) 条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等(輸出令第2条第1項第1号の規定に基づく承認を要しない<u>もの</u>に限る。) (2) (略) (3) <u>条約附属書Ⅲに当該種を掲げた国を原産地としない動植物等(下記Ⅱによる手続により発行されない本人の私用に供することを目的とするもの等に限る。)</u> 2 申請手続 (1) 提出先 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部<u>野生動植物貿易審査室</u> (2) 申請書類 (イ)～(ハ) (略) (ニ) 条約附属書Ⅰに掲げる<u>種に属する動植物等</u>であって、輸入国政府当局(締約国等が国又は地域ごとに定める管理当局又はこれに準ずる当局をいう。以下同じ。)の発行する輸入許可書が条約上必要とされている場合はその写し 1通 (ホ) 本邦において飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物にあつては、その旨を証する書面(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第20条第3項の規定に基づく登録票又は<u>第20条の3第3項の規定に基づく事前登録済証又は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令(平成5年政令第17号)第7条第1項第2号の規定に基づく認定書を含む。)</u>原本(環境省が交付する登録票、事前登録済証又は認定書についてはその写し) 1通 <u>(ヘ) 本邦において野生から捕獲した動物又は採取した植物にあつては、次に掲げる書面</u>	I 輸出許可書等の申請手続等 1 対象貨物 (1) 条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等(輸出貿易管理令第2条第1項第1号の規定に基づく承認を要しない<u>貨物</u>に限る。) (2) (略) (3) <u>本人の私用に供することを目的とする貨物で、条約附属書Ⅲに当該種を掲げた国又は地域を原産地としない動植物等(下記Ⅱの手続によるものを除く。)</u> 2 申請手続 (1) 提出先 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部<u>貿易審査課野生動植物貿易審査室</u> (2) 申請書類 (イ)～(ハ) (略) (ニ) 条約附属書Ⅰに掲げる動植物等であって、輸入国政府当局(締約国等が国又は地域ごとに定める管理当局又はこれに準ずる当局をいう。以下同じ。)の発行する輸入許可書が条約上必要とされている場合はその写し 1通 (ホ) 本邦において飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物にあつては、その旨を証する書面(絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第20条第3項の規定に基づく登録票、<u>第20条の2第3項の規定に基づく事前登録済証又は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令(平成5年政令第17号)第7条第1項第2号の規定に基づく認定書を含む。)</u>原本(環境省が交付する登録票、事前登録済証又は認定書についてはその写し) 1通 (新設)

(i) 捕獲又は採取したことを証する書面 1 通

(ii) 捕獲又は採取することについて、法令又は地方自治体の条例等において許可等が必要な場合には、その許可書等の写し 1 通

(ト) 生きている動植物にあつては、その運送手段を示す説明書 原本 1 通

(チ) 我が国の動植物の保護に関する法律（下記（注）参照）に違反して捕獲若しくは採取をしたもの又は譲受け若しくは引取りをしたものでない旨の誓約書（任意様式） 原本 1 通

なお、これらの法律に基づき許可等を受けた場合にあつては、その許可書等の写し又はこれに代わるべき内容の書類 1 通

（注） （略）

(リ) 輸出貨物が対象貨物の個体（生死の別を問わない。）又は個体の部分である場合には、これを記録した写真（生きている動植物にあつてはすべての個体の写真） 1 枚

(ヌ) （略）

(ル) 再輸出する貨物にあつては、本邦への輸入に際し、条約に基づき相手国（地域を含む。以下同じ。）政府当局が発行した当該貨物の輸出を認めた旨の書面（輸出許可書等。この場合にあつては、上記（ホ）、（ヘ）、（チ）及び（リ）の提出は必要ない。） 写し 1 通

ただし、上記（ヌ）に掲げる輸入通関申告書において、条約適用前に当該貨物が本邦に輸入されていたこと又は昭和 5 5 年 1 1 月 3 日以前に当該貨物が本邦に輸入されていたことを確認できる場合は、提出を要しない。

(ヲ) 再輸出する貨物であつて、輸入の際の性質及び形状が変わっていないものにあつては、残高報告書（別紙様式 2）及びその写し 各 1 通

なお、当該書面は上記（ル）の相手国政府当局が発行した書面ごとに 1 通ずつ作成すること。

(ワ) ～ (タ) （略）

(3) 許可基準

許可は、当該申請が上記（2）に従って行われたものであることを確認し、次の要件のすべてを満たす場合に限り行うものとする。ただし、昭和 5 5 年 1 1 月 4 日以降であつて、条約適用以降に本邦に輸入された対象貨物を輸出する場合にあつては、条約に基づき相手国政府当局が輸出を認めたものであること又は証明したものであることが確認できた場合に限り許可するものとする。（この場合にあつては、下記許可基準のうち、（イ）

（ヘ） 生きている動植物にあつては、その運送手段を示す説明書 原本 2 通

（ト） 我が国の動植物の保護に関する法律（下記（注）参照）に違反して捕獲若しくは採取をしたもの又は譲受け若しくは引取りをしたものでない旨の誓約書（任意様式） 原本 1 通

なお、当該法律に基づき許可等を受けた場合にあつては、その許可書等の写し又はこれに代わるべき内容の書類 1 通

（注） （略）

（チ） 輸出貨物が対象貨物の個体（生死の別を問わない。）又は個体の部分である場合には、これを記録した写真 2 枚

（リ） （略）

（ヌ） 再輸出する貨物にあつては、本邦への輸入に際し、条約に基づき相手国政府当局が発行した当該貨物の輸出を認めた旨の書面（輸出許可書等。この場合にあつては、上記（ホ）、（ト）及び（チ）の提出は必要ない。） 写し 1 通

ただし、上記（リ）に掲げる輸入通関申告書において、条約適用前に当該貨物が本邦に輸入されていたこと又は昭和 5 5 年 1 1 月 3 日以前に当該貨物が本邦に輸入されていたことを確認できる場合は、提出を要しない。

（ル） 再輸出する貨物であつて、輸入の際の性質及び形状が変わっていないものにあつては、残高証書（別紙様式 2）及びその写し 各 1 通

なお、当該書面は上記（ヌ）の相手国政府当局が発行した書面ごとに 1 通ずつ作成すること。

（ワ） ～ (ヨ) （略）

(3) 許可基準

許可は、当該申請が上記（2）に従って行われたものであることを確認し、次の要件のすべてを満たす場合に限り行うものとする。ただし、昭和 5 5 年 1 1 月 4 日以降であつて、条約適用以降に本邦に輸入された対象貨物を輸出する場合にあつては、条約に基づき相手国政府当局が輸出を認めたものであること又は証明したものであることが確認できた場合に限り許可するものとする。（この場合にあつては、下記許可基準のうち、（イ）は

及び(ロ)は適用せず、また(ニ)については、生きている動植物の場合に限り適用する。)

また、「条約の締約国等でない国又は地域に輸出する場合は、原則として、許可しない。

(イ) 条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種に属する動植物等にあつては、当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものでないものとして3の(1)の(ロ)に定める関係省の助言があること。

(ロ)・(ハ) (略)

(ニ) 条約附属書Ⅰに掲げる種に属する動植物等(飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物又は輸出相手国の政府当局が輸入時に発給した有効な移動展示証明書の写しが提出される場合を除く。)にあつては、輸入国政府当局の輸入許可書が発行されていること。

(ホ) キャビアにあつては、次の(i)を満たすこと。ただし、本邦においてキャビアと直接接触する一次容器への包装又は再包装が行われたものにあつては、(ii)も満たすこと。

(i) 輸出許可書等に、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の実施におけるキャビアを入れる容器に貼付する再使用不可ラベルについて(平成27年9月18日付け輸出注意事項27第24号。以下「再使用不可ラベル通達」という。)」の2に定める再使用不可ラベルの記載事項が記載されていること。

(ii) (略)

(4) 輸出許可書等の記載要領

(イ) 通則

(i) 使用言語は英語(学術名はラテン語)とし、パソコン等で入力する。(手書きは不可とする。)

(ii) (略)

(iii) 申請者は、1、3、4、5 a 及び7 a から1 2 b までの欄を記載する。

また、輸出許可書等の枚数に応じ、「Page」の欄にページ番号及びページ総数を記載する。

なお、輸出許可書等として交付された後、1 4の欄を記載する。

(ロ) 「1. 書類の種類」の欄

以下の区分に従い、「輸出」、「再輸出」又は「その他」の欄にチェックする。

(i)・(ii) (略)

適用せず、また(ニ)については、生きている動植物の場合に限り適用する。)

また、条約の締約国等でない国に輸出する場合は、原則として、許可しない。

(イ) 条約附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる動植物等にあつては、当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものでないものとして3の(1)の(ロ)に定める関係省の助言があること。

(ロ)・(ハ) (略)

(ニ) 条約附属書Ⅰに掲げる動植物等(飼育により繁殖させた動物又は人工的に繁殖させた植物又は輸出相手国の政府当局が輸入時に発給した有効な移動展示証明書の写しが提出される場合を除く。)にあつては、輸入国政府当局の輸入許可書が発行されていること。

(ホ) キャビアにあつては、次の(i)を満たすこと。ただし、本邦においてキャビアと直接接触する一次容器への包装又は再包装が行われたものにあつては、(ii)も満たすこと。

(i) 輸出許可書等に、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の実施におけるキャビアを入れる容器に貼付する再使用不可ラベルについて(平成27年輸出注意事項27第24号。以下「再使用不可ラベル通達」という。)」の2に定める再使用不可ラベルの記載事項が記載されていること。

(ii) (略)

(4) 輸出許可書等の記載要領

(イ) 通則

(i) 使用言語は英語とする(パソコン等で入力する。手書きは不可とする。)。

(ii) (略)

(iii) 申請者は、1、3、4、5 a、7 a から1 2 b 及び1 4の欄を記載する。

また、輸出許可書等の枚数に応じ、「Page」の欄にページ番号及びページ総数を記載する。

(ロ) 「1. 書類の種類」の欄

以下の区分に従い、「輸出」、「再輸出」又は「その他」の欄にチェックする。

(i)・(ii) (略)

(iii) 本人の私用に供することを目的とする貨物等・・・「その他」
(ハ) (略)
(ニ) 「4. 輸出者／再輸出者」の欄
輸出者又は再輸出者の正確な名称（個人の場合は個人名、法人の場合は法人名）及び住所並びに国名（JAPAN）を記載する。
(ホ) 「5 a. 目的」の欄
輸出／再輸出の目的を次の記号により記載する。
記号
(略)
M： 生物・医学研究 (Medical(including biomedical research))
(略)
(ヘ) ～ (チ) (略)
(リ) 「9. 附属書・出所」の欄
(i) ・ (ii) (略)
記号
W： (略)
X： 「いずれの国の管理下にもない海洋環境」において取得された動植物及びその派生物
F～O (略)
(ヌ) ～ (レ) (略)
3 事務取扱要領
(1) 輸出許可書等の処理
(イ) (略)
(ロ) 上記 (イ) により輸出許可書等を受理した野生動植物貿易審査室は、上記2の (3) の (イ) に定める許可基準については、受理案件ごとに、次の表の区分に応じて科学当局である関係省に対し、輸出許可書等の写しを添えて、当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものであるか否かにつき、助言を求めなければならない。
(略)
(ハ) 「1 a. 許可書・証明書番号」の欄
輸出許可書等の番号は、次の①から⑤までに掲げる記号及び番号を、次の①から⑤までに掲げる順に組み合わせて付けるものとする。
①～⑤ (略)
(ニ) 「2. 有効期限」の欄
輸出許可書等の有効期限は、許可した日の翌日から起算し6月後とす

(iii) 本人の私用に供することを目的とする貨物・・・「その他」
(ハ) (略)
(ニ) 「4. 輸出者／再輸出者」の欄
輸出者又は再輸出者の正確な名称（個人の場合は個人名、法人の場合は法人名）及び住所並びに国名又は地域名を記載する。
(ホ) 「5 a. 目的」の欄
輸出／再輸出の目的を次の記号により記載する。
記号
(略)
M： 生物・医学研究 (Medical(including biomedical research))
(略)
(ヘ) ～ (チ) (略)
(リ) 「9. 附属書・出所」の欄
(i) ・ (ii) (略)
記号
W： (略)
(新設)
F～O (略)
(ヌ) ～ (レ) (略)
3 事務取扱要領
(1) 輸出許可書等の処理
(イ) (略)
(ロ) 上記 (イ) により輸出許可書等を受理した野生動植物貿易審査室は、上記2の (3) の (イ) に定める許可基準については、受理案件ごとに、次の表の区分に応じて関係省に対し、輸出許可書等の写しを添えて、書面により、当該輸出が当該動植物の種の存続を脅かすものであるか否かにつき、助言を求めなければならない。
(略)
(ハ) 「1 a. 許可書・証明書番号」の欄
輸出許可書等の番号は、次の①から⑤に掲げる記号及び番号を、次の①から⑤に掲げる順に組み合わせて付けるものとする。
①～⑤ (略)
(ニ) 「2. 有効期限」の欄
輸出許可書等の有効期限は、6月とする。有効期限の起算は、許可した

る。当該有効期限は、その期限までに本邦から輸出され相手国に輸入されなければならないことを意味するものとする。

(ホ) ～ (ト) (略)

(チ) 野生動植物貿易審査室は、上記 (イ) から (ト) までの処理を行った輸出許可書等の原本を申請者に交付しなければならない。

(2) 輸出許可書等の再発行

(イ) 輸出許可書等を紛失した場合の再発行の申請の受付は、当該許可を行った野生動植物貿易審査室が、紛失した輸出許可書等の写し（写しのない場合は、野生動植物貿易審査室の保管する写しをもってこれにあてる。）2通及び再発を防止する方策を記載した理由書1通の提出を求めて行うものとする。

(ロ) 野生動植物貿易審査室は、申請の内容が正確であることを確認した上、当該輸出許可書等の写しの「5. 特別条件」の欄に原本と相違ない旨を英文で「This certified true copy is granted as a replacement copy for the original CITES permit (許可書・証明書番号) which has been declared lost. (Date:month/day/year)」と記載し、日本国管理当局印を押印し、輸出許可書等を発行する権限を有する者による署名の上、当該写しを申請者に交付する。

(ハ) (略)

(3)・(4) (略)

II (略)

III その他の取扱い

1 条約の締約国等については、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について(令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2020第4号)」を確認してください。

2 特定科学施設の届出等について(令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第37号・輸入注意事項2019第81号)における特定科学施設が、特定科学施設包括(輸出・輸入)承認取扱要領(令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号)の(別紙)に記載される事項が履行される貨物を輸出する場合には、担当課室は輸出許可証等の交付は行わないものとする。

日の翌日から行うものとし、当該有効期限は、その期限内に本邦から輸出され相手国に輸入されなければならないことを意味するものとする。

(ホ) ～ (ト) (略)

(チ) 野生動植物貿易審査室は、上記 (イ) から (ト) の処理を行った輸出許可書等の原本を申請者に交付しなければならない。

(2) 輸出許可書等の再発行

(イ) 輸出許可書等を紛失した場合の再発行の申請の受付は、当該許可を行った野生動植物貿易審査室が、紛失した輸出許可書等の写し（写しのない場合は、野生動植物貿易審査室の保管する写しをもってこれにあてる。）2通及び理由書1通の提出を求めて行うものとする。

(ロ) 野生動植物貿易審査室は、申請の内容が正確であることを確認した上、当該輸出許可書等の写しの「5. 特別条件」の欄に原本と相違ない旨を英文で「This certified true copy is granted as a replacement copy for the original CITES permit (許可書・証明書番号) which has been declared lost.(Date:month/day/year).」と記載し、日本国管理当局印を押印し、その他上記(1)の輸出許可事務((ロ)にかかわる事項を除く。)に準じて処理するものとする。

(ハ) (略)

(3)・(4) (略)

II (略)

III その他の取扱い

特定科学施設の届出等について(令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第37号・輸入注意事項2019第81号)における特定科学施設が、特定科学施設包括(輸出・輸入)承認取扱要領(令和元年8月13日付け輸出注意事項2019第36号・輸入注意事項2019第80号)の(別紙)に記載される事項が履行される貨物を輸出する場合には、担当課室は輸出許可証等の交付は行わないものとする。

別紙様式 1 - (1)

絶滅のおそれのある野生同植物の種の国際取引に関する条約に基づく
日本国許可・証明（申請）書

CITES permit/certificate : Government of Japan

(略)

Instructions and explanations
(These correspond to block numbers on the form)

(略)

5a. The following purpose codes should be used:

T for Commercial, **Z** for Zoo, **G** for Botanical garden, **Q** for Circus or travelling exhibition, **S** for Scientific, **H** for Hunting trophy, **P** for Personal, **M** for Medical (including biomedical research), **E** for Educational, **N** for Reintroduction or introduction into the wild, **B** for Breeding in captivity or artificial propagation, **L** for Law enforcement / judicial / forensic.

7・8 (略)

9. i. Enter the number of the Appendix of the Convention (I, II or III) in which the species is

ii. Use the following codes to indicate the source:

W Specimens taken from the wild
X Specimens taken in “the marine environment not under the jurisdiction of any State”

(略)

(略)

指示と説明
(様式の段落番号に対応します)

(略)

5a. この取引の目的として、次のコード記入

T 商業、 **Z** 動物園、 **G** 植物園、 **Q** サーカス又は移動展示、 **S** 科

別紙様式 1 - (1)

絶滅のおそれのある野生同植物の種の国際取引に関する条約に基づく
日本国許可・証明（申請）書

CITES permit/certificate : Government of Japan

(略)

Instructions and explanations
(These correspond to block numbers on the form)

(略)

5a. The following purpose codes should be used:

T for Commercial, **Z** for Zoos, **G** for Botanical garden, **Q** for Circus and/or travelling exhibition, **S** for Scientific, **H** for Hunting trophy, **P** for Personal, **M** for Medical, **E** for Education, **N** for Reintroduction or introduction into the wild, **B** for Breeding in captivity or artificial propagation, **L** for Law enforcement / judicial / forensic.

7・8 (略)

9. i. Enter the number of the Appendix of the Convention (I, II or III) in which the species is

ii. Use the following codes to indicate the source:

W Specimens taken from the wild
(新設)

(略)

(略)

指示と説明
(様式の段落番号に対応します)

(略)

5a. この取引の目的として、次のコード記入

T 商業、 **Z** 動物園、 **G** 植物園、 **Q** サーカス及び移動展示、 **S** 科

学研究、H ハンティングトロフィー、P <u>個人用</u>、M 生物・医学研究、E 教育、N 野生への返還又は野生化、B <u>飼育繁殖又は人工繁殖</u>、L 法執行 (略) 9. i. (略) ii. 当該動植物の出所として、次のコードを記入。 W 野生から取得した動植物 X <u>「いずれの国の管理下にもない海洋環境」において取得された動植物及びその派生物</u> (略) (以下略) 別紙様式2 残高報告書 年 月 日 (略) 別紙参考様式 輸出許可申請説明書 Instructions of application for export approval (略) (削る) (略) (注) 1. ～ 2. (略) 3. 「3. その他」の輸入許可書の欄には、条約附属書 I に掲げる動植物等であって、輸入国政府当局（締約国等が国又は地域ごとに定める管理当局又はこれに準ずる当局をいう。）の発行する輸入許可書が条約上必要とされている場合に記入する。	学、H ハンティングトロフィー、P <u>個人</u>、M 生物・医学研究、E 教育、N 野生への返還又は野生化、B <u>繁殖又は人工栽培</u>、L 法執行 (略) 9. i. (略) ii. 当該動植物の出所として、次のコードを記入。 W 野生から取得した動植物 (新設) (略) (以下略) 別紙様式2 残高報告書 (略) 別紙参考様式 輸出許可申請説明書 Instructions of application for export approval (略) <u>記</u> (略) (注) 1. ～ 2. (略) 3. <u>別紙様式中</u>「3. その他」の輸入許可書の欄には、条約附属書 I に掲げる動植物等であって、輸入国政府当局（締約国等が国又は地域ごとに定める管理当局又はこれに準ずる当局をいう。）の発行する輸入許可書が条約上必要とされている場合に記入する。
---	--

(別紙2)

「(お知らせ) 輸入貿易管理令に基づく承認を要しないワシントン条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸入許可書の申請手続等について」の一部を改正する規程新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

○ (お知らせ) 輸入貿易管理令に基づく承認を要しないワシントン条約附属書に掲げる種に属する動植物等に係る輸入許可書の申請手続等について (平成21年5月21日付け)

改 正 後	現 行
2 提出先 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部<u>野生動植物貿易審査室</u> 別紙様式1－(1) 絶滅のおそれのある野生同植物の種の国際取引に関する条約に基づく 日本国許可・証明 (申請) 書 CITES permit/certificate : Government of Japan (略) Instructions and explanations (These correspond to block numbers on the form) (略) 5a. The following purpose codes should be used: T for Commercial, Z for <u>Zoo</u>, G for Botanical garden, Q for <u>Circus or travelling exhibition</u>, S for Scientific, H for Hunting trophy, P for Personal, M for <u>Medical (including biomedical research)</u>, E for <u>Educational</u>, N for Reintroduction or introduction into the wild, B for Breeding in captivity or artificial propagation, L for Law enforcement / judicial / forensic. 7・8 (略) 9. i. Enter the number of the Appendix of the Convention (I, II or III) in which the species is ii. Use the following codes to indicate the source: W Specimens taken from the wild	2 提出先 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部<u>貿易審査課野生動植物貿易審査室</u> 別紙様式1－(1) 絶滅のおそれのある野生同植物の種の国際取引に関する条約に基づく 日本国許可・証明 (申請) 書 CITES permit/certificate : Government of Japan (略) Instructions and explanations (These correspond to block numbers on the form) (略) 5a. The following purpose codes should be used: T for Commercial, Z for <u>Zoos</u>, G for Botanical garden, Q for <u>Circus and/or travelling exhibition</u>, S for Scientific, H for Hunting trophy, P for Personal, M for <u>Medical</u>, E for <u>Education</u>, N for Reintroduction or introduction into the wild, B for Breeding in captivity or artificial propagation, L for Law enforcement / judicial / forensic. 7・8 (略) 9. i. Enter the number of the Appendix of the Convention (I, II or III) in which the species is ii. Use the following codes to indicate the source: W Specimens taken from the wild

X <u>Specimens taken in “the marine environment not under the jurisdiction of any State”</u> (略) (略) 指示と説明 (様式の段落番号に対応します) (略) 5a. この取引の目的として、次のコード記入 T 商業、 Z 動物園、 G 植物園、 Q サーカス又は移動展示、 S <u>科学研究</u>、 H ハンティングトロフィー、 P <u>個人用</u>、 M 生物・医学研究、 E 教育、 N 野生への返還又は野生化、 B <u>飼育繁殖又は人工繁殖</u>、 L 法執行 7・8 (略) 9. i. 当該動植物の条約附属書番号（Ⅰ、Ⅱ又はⅢ）を記入。 ii. 当該動植物の出所として、次のコードを記入。 W 野生から取得した動植物 X <u>「いずれの国の管理下にもない海洋環境」において取得された動植物及びその派生物</u> (略) (以下略)	(新設) (略) (略) 指示と説明 (様式の段落番号に対応します) (略) 5a. この取引の目的として、次のコード記入 T 商業、 Z 動物園、 G 植物園、 Q サーカス及び移動展示、 S <u>科学</u>、 H ハンティングトロフィー、 P <u>個人</u>、 M 生物・医学研究、 E 教育、 N 野生への返還又は野生化、 B <u>繁殖又は人工栽培</u>、 L 法執行 7・8 (略) 9. i. 当該動植物の条約附属書番号（Ⅰ、Ⅱ又はⅢ）を記入。 ii. 当該動植物の出所として、次のコードを記入。 W 野生から取得した動植物 (新設) (略) (以下略)
---	--

経 済 産 業 省

20210119 貿局第1号
輸出注意事項2021第9号
輸入注意事項2021第7号
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和3年1月28日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」
の一部改正について

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則
この規程は、令和3年2月2日から施行する。

「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和３年１月２７日付け輸出注意事項２０２０第６号・輸入注意事項第４号）

改 正 後	現 行
6 水銀に関する水俣条約の締約国等 アフガニスタン、アルバニア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バハマ、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、<u>カタール</u>、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スリランカ、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア	6 水銀に関する水俣条約の締約国等 アフガニスタン、アルバニア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バハマ、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、北マケドニア、ノルウェー、オマーン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポルトガル、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スリランカ、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タンザニア、タイ、トーゴ、トンガ、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア